

平成 25 年 10 月 8 日

入居者 各位

ユニーブル新越谷管理組合

理事会インフォメーション (NO. 24)

1. 10 月度定期業務の実施について

毎年 10 月に実施することをルール化されております下記項目につきまして、今年以下の手順により行いますので、ご協力のほど宜しくお願い致します。

① 不要・放置自転車の整理について

本年 4 月からの自転車置場の有料化に伴い、あらためて同置場の使用申込を受けた際に、一定の不要・放置自転車が整理されており、それから間もないこともあって、今回は次の内容で整理をすすめます。

〈整理手順〉

- ・ 10 月 18 日(土) 管理人にて不要・放置されていると判断される自転車を移動
- ・ 10 月 31 日(木)～自転車の所有者に使用継続について確認
- ・ 11 月 9 日(土)～使用継続を希望しない自転車を処分・廃棄

② 緊急連絡票の提出

先の総会で今期の役員が選任されましたが、各役員は緊急連絡網における各グループ(班)の班長もかねることになります。そして、突発的に緊急事態が発生した場合等の班員の安否確認等を班長が行いますが、その際の基礎資料となりますのが緊急連絡票です。10 月 1 日を基準とした内容で必ずご提出いただきますようお願いいたします。記載用紙は近日中に配付の予定です。

③ 狂犬病予防注射等の届出について

動物飼育細則では、犬を飼育する場合は、法に定められた登録と狂犬病予防注射を行い、証明書ステッカーを戸口に貼ることが義務付けられております。そのため、今年も犬飼育者から改めて証明書の届出をお願いすることとなりますので、ご協力のほど宜しくお願いします。

2. 専有部内 小規模改修業者の紹介について

先の総会時に出席者から希望のあった、畳の表替え、網戸の張替え等専有部内における小規模な改修業者の紹介について、理事会にて次の業者を選定しましたので、ご用命のある方は直接電話等でお問い合わせください。

業 者 名： (有)吉田建装

業務内容： 畳、網戸、ふすま、障子、クロス、カーテン、カーペット、フローリングその他リフォーム各種

住 所： さいたま市中央区大戸 5-4-10

連 絡 先： TEL 048-831-7017 携帯 090-3200-7741

以上